

被保険者番号の変更について

本市では、国保資格や被保険者が医療を受けた場合の給付管理に必要となる「被保険者番号」（資格確認書等に記載されている番号）に『個人別整理番号』である「宛名番号」を利用し管理してきました。しかし、全国的には、同一世帯員は同じ「世帯番号」に個人を示す「枝番」をつけた『世帯別整理番号』の管理が主流です。

現在、国は、システム仕様等を統一する目的で「標準準拠システム※」への移行を進めており、本市においても令和8年1月に移行する予定です。

本システムにおいて『世帯別整理番号』が標準とされていることから、システム移行に合わせる形で、これまでの管理方式の見直し、被保険者番号の変更を行うことといたしました。

被保険者番号変更のイメージ

変更前

世帯主

被保険者
記号・番号
山9-1234567

妻

被保険者
記号・番号
山9-2345678

子

被保険者
記号・番号
山9-3456789

変更後

世帯主

被保険者
記号・番号
山9-10300000-01

妻

被保険者
記号・番号
山9-10300000-02

子

被保険者
記号・番号
山9-10300000-03

令和7年8月1日から「被保険者番号」を変更しました

※標準準拠システムとは

令和3年9月に施行された「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」により、地方自治体が利用する基幹業務システムの対象の **20 業務**（住民基本台帳、市税、国保、介護等）を「標準準拠システム」へ移行することが義務付けられた。

本市においても国が移行期間として定める**令和7年末まで**を目標に、標準準拠システムへの移行に取り組んでいる。

山 保 第 9 2 7 号
令和 7 年 6 月 1 3 日

医療機関・薬局 各位

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市国民健康保険被保険者番号の変更について（お知らせ）

平素から、本市国民健康保険事業への御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本市国民健康保険では、令和 7 年 8 月 1 日から被保険者の「被保険者記号・番号・枝番」（「被保険者番号」といいます。）を下記のとおり変更することとしております。

医療機関・薬局の皆様には大変御迷惑をおかけしますが、変更内容や別紙リーフレット等を御確認いただき、受診時の被保険者番号の確認のほか、レセプトの作成等の対応をお願い申し上げます。

なお、御不明な点等ありましたら保険年金課までお問い合わせください。

記

1 変更内容

本市の国民健康保険の被保険者を管理する「被保険者番号」は、個人を単位とした番号により管理していましたが、令和 7 年度末に予定しているシステム改修のため、世帯を単位とする番号へ変更します。

2 変 更 日

令和 7 年 8 月 1 日

※ 7 月中旬に被保険者へ新しい番号を記載した「資格情報のお知らせ」・「資格確認書」を郵送します。）

3 レセプト請求について

令和 7 年 7 月診療分までは旧番号、8 月診療分以降は新番号を記載したレセプトでの請求をお願いします。

なお、変更に係る経過措置として、令和 7 年 9 月診療分のレセプト請求までは、旧番号のレセプトであっても返戻しない対応を予定しています。

レセプト請求の変更について、お早めの対応をお願いします。

4 その他

医療費受給者証等の各制度の対応につきましては、別紙を御確認ください。

〒756-8601

山陽小野田市日の出一丁目 1 番 1 号

山陽小野田市福祉部保険年金課

T E L : 0836-82-1179

E-mail : kokuho-nenkin@city.sanyo-onoda.lg.jp

令和7年8月1日から

医療機関等用

山陽小野田市国民健康保険の “記号・番号”が変わります！

- 令和7年8月1日（金）から変わります。
- 被保険者による変更後の手続きはございません。
各種受給者証にかかる対応等については、裏面をご覧ください。
- 令和7年8月診療分のレセプト作成時から変更後の記号・番号を記載して請求してください。
- 被保険者の方へは、マイナ保険証の保有状況に応じて、新番号
を記載した「資格情報のお知らせ」又は「資格確認書」を7月
中旬に発送します。

「被保険者番号」の変更のイメージ

変更前

世帯主	妻	子
被保険者 記号・番号(枝番) 山9-1134001(01)	被保険者 記号・番号(枝番) 山9-2235002(02)	被保険者 記号・番号(枝番) 山9-3346003(03)

変更後

世帯主	妻	子
被保険者 記号・番号(枝番) 山9-1030000(01)	被保険者 記号・番号(枝番) 山9-1030000(02)	被保険者 記号・番号(枝番) 山9-1030000(03)



お問い合わせ

山陽小野田市

保険年金課

電話: 82-1179

山9-〇〇〇〇〇〇〇〇 (△△) の〇部分の番号が変更になります。

国民健康保険の“番号”変更に伴い、

自立支援医療受給者証(更生医療・ 育成医療・精神通院)を発送します。

受給者証の記号及び番号欄の記載が変わります。
番号を変更した新しい受給者証を医療機関又は受給者の方へ
発送します。

発送 時期

・更生医療・育成医療 ⇒ 令和7年7月中旬

・精神通院 ⇒ 令和7年8月以降

その他

・福祉医療受給者証(重度・子ども・乳幼児・ひとり親)につ
いては、引続きお持ちの受給者証をお使いいただきます。

お問合せ先

御不明な点がありましたら下記の担当課まで御連絡ください。

○自立支援受給者証及び福祉医療受給者証(重度)に関すること

山陽小野田市 障害福祉課 障害福祉係

電話: 0836-82-1170

○福祉医療受給者証(子ども・乳児・ひとり親)に関すること

山陽小野田市 子育て支援課 子育て支援係

電話: 0836-82-1175

令和7年8月1日から

被保険者用

山陽小野田市国民健康保険の “記号・番号”が変わります！

Q.いつから変わるの？

A.令和7年8月1日（金）から変わります。

Q.何か手続きが必要？

A.変更による手続きはございません。

各種福祉関係受給者証等をお持ちの方については、裏面をご覧ください。

Q.医療機関等を受診するときはどうすればいい？

A.マイナ保険証で受診してください。

マイナ保険証をお持ちでない方は、「資格確認書」を提示してください。

「被保険者番号」の変更のイメージ

変更前

世帯主	妻	子
被保険者 記号・番号(枝番) 山9-1134001(01)	被保険者 記号・番号(枝番) 山9-2235002(02)	被保険者 記号・番号(枝番) 山9-3346003(03)

変更後

世帯主	妻	子
被保険者 記号・番号(枝番) 山9-1030000(01)	被保険者 記号・番号(枝番) 山9-1030000(02)	被保険者 記号・番号(枝番) 山9-1030000(03)

山9-〇〇〇〇〇〇〇〇（△△）の〇部分の番号が変更になります。



お問い合わせ

山陽小野田市

保険年金課

電話: 0836-82-1179

自立支援医療受給者証(更生医療・育成医療・精神通院)をお持ちの方へ

国民健康保険の番号が変わるため、自立支援医療受給者証に記載されている番号が変わりますが、**番号変更に伴う手続きは不要です。**

番号変更した新しい自立支援医療受給者証を医療機関又は受給者の方へ発送します。

発送予定は次の通りです。

自立支援医療受給者証の種類	発送予定
更生医療・育成医療	令和7年7月中旬
精神通院	令和7年8月以降

- ※新しい受給者証が届きましたら以下のとおり御対応ください。
- ・古い自立支援医療受給者証(精神通院)については、お手数ですが、市役所障害福祉課又は山陽総合事務所市民窓口課に御返却ください。
 - ・古い自立支援医療受給者証(更生医療・育成医療)については破棄していただいて構いません。

福祉医療受給者証（重度・子ども・乳幼児・ひとり親）をお持ちの方へ

福祉医療受給者証には、国民健康保険の番号の記載がないため、**番号変更に伴う手続きは不要です。**

引続きお持ちの福祉医療受給者証をお使いください。

お問合せ先

御不明な点がございましたら下記の担当課まで御連絡ください。

○自立支援受給者証及び福祉医療受給者証(重度)に関すること

山陽小野田市 障害福祉課 障害福祉係
電話: 0836-82-1170

○福祉医療受給者証(子ども・乳児・ひとり親)に関すること

山陽小野田市 子育て支援課 子育て支援係
電話: 0836-82-1175

現在お持ちの国民健康保険の保険証の有効期限は7月31日(木)までです。

8月1日(金)以降は「マイナ保険証^{※1}」または「資格確認書」で医療機関・薬局を受診してください。

現在交付済みの資格確認書についても、有効期限は7月31日(木)までとなっていますので、8月1日(金)から使用できる新しい資格確認書を送付します。

※1 マイナ保険証…保険証の利用登録をしたマイナナンバーカードのことです。

◎送付方法

世帯主宛に送付します。新たに保険証の発行は行いません。

●マイナ保険証をお持ちの人：資格情報のお知らせ（普通郵便）

●マイナ保険証をお持ちでない人：資格確認書（簡易書留郵便）

※国民健康保険加入者のマイナ保険証の保有状況に応じて、世帯に「資格情報のお知らせ」と「資格確認書」の2通を送付する場合があります。

※保険料の未納が一定期間以上ある人は個別にお知らせします。

◎送付時期 7月中旬

■「限度額適用認定証」「特定疾病療養受療証」をお持ちの人

●マイナ保険証をお持ちの人：新たな証の発行は行いません。マイナ保険証を医療機関へ提示することで、自己負担額を限度額に抑えることができます。

●マイナ保険証をお持ちでない人：新たな証が必要な人は、更新手続きが必要です。

※長期(91日以上)入院に該当する人については手続きが必要です。

※現在の証をお持ちの人へは、個別に通知を発送します。

国民健康保険年金課

国民健康保険の被保険者番号(記号・番号)が変わります。

8月1日(金)から国民健康保険の被保険者番号(記号・番号)が変わります。7月中旬に送付する「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」に変更後の番号を記載しています。

■自立支援医療受給者証をお持ちの人

国民健康保険の被保険者番号の変更に伴い、以下の受給者証をお持ちの人には、新しい受給者証を送付します。変更に係る手続きは必要ありません。

◎発送時期

●自立支援医療受給者証(更生医療・育成医療)：7月中旬に発送

●自立支援医療受給者証(精神通院)：8月以降に発送

◎注意事項

医療機関等の受診の際は、必ず新しい受給者証をご提示してください。国民健康保険以外の健康保険に加入している人に変更はありません。

■福祉医療受給者証(重度心身障害者医療・乳幼児医療・子ども医療・ひとり親家庭医療)をお持ちの人

変更に係る手続きは必要ありません。

国民健康保険年金課 更生医療・育成医療・精神通院・重度心身障害者医療について：障害福祉課
乳幼児医療・子ども医療・ひとり親家庭医療について：子育て支援課

国民健康保険の被保険者番号（記号・番号）が変わります

更新日：2025年7月1日更新

令和7年8月1日から国民健康保険の被保険者番号（記号・番号）が変わります。被保険者の方へマイナ保険証の保有状況に応じて、マイナ保険証をお持ちの方は、「資格情報のお知らせ」を、マイナ保険証をお持ちでない方は、「資格確認書」を7月中旬に送付します。送付する「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」に変更後の番号、7桁から8桁へ変更したものを記載しています。8月1日以降に医療機関等受診の際は、マイナ保険証または資格確認書を提示してください。

【「被保険者番号」の変更イメージ】

被保険者記号・番号（枝番）

変更前 山9-1134001（01）

変更後 山9-01030000（01）

※山9-〇〇〇〇〇〇〇〇（△△）の〇部分の番号が変更になります。

また、被保険者番号は7桁から8桁に変更になります。

番号変更による医療費等の各種受給者証について

福祉医療費受給者証（重度心身障害者医療、乳幼児医療、子ども医療、ひとり親家庭医療）をお持ちの方

番号変更による手続きはございません。

引き続きお持ちの受給者証をお使いください。

《お問い合わせ先》

重度心身障害者医療：障害福祉課(TEL 82-1170)

乳幼児医療・子ども医療・ひとり親家庭医療：子育て支援課(TEL 82-1175)

自立支援医療費受給者証をお持ちの方

更生医療、育成医療、精神通院の自立支援医療受給者証をお持ちの方は、番号変更による手続きはございません。

更生医療・育成医療の新しい受給者証は、7月中旬に発送します。

精神通院の新しい受給者証は、8月以降に発送します。

《お問い合わせ先》

障害福祉課(TEL 82-1170)

特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの方

通常、更新手続きは毎年7月1日から9月末まで山口県健康増進課にて行われます。現在受給者の皆様には事前に新しい被保険者番号を通知しますので、今年度に限り、お送りする新旧番号の通知を用いて、受給者証の更新手続きをしてください。

通知書発送日：6月27日（金）